

土地改良区広報

会津宮川

2012年5月
第10号

発行 会津宮川土地改良区
編集 総務課
印刷 北斗印刷(株)



新宮川ダムにおいて



夢のある農村づくりを目指して

目次

① 理事長挨拶	(P2)	⑤ 賦課金・決済金基準について	(P5)
② 通常総代会について	(P2)	⑥ 組織機構図	(P6)
③ 土地改良区の事業について	(P3)	⑦ 一般会計等予算について	(P7)
④ 維持管理計画	(P4)	⑧ お願いとお知らせ	(P8)

ご挨拶

理事長 山田 忠彦



組合員の皆様にはますますご健勝のことと心からお慶びを申し上げ、土地改良区広報の発行にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

昨年3月の大震災及び原発事故から1年が過ぎましたが、避難を余儀なくされている直接の被災地や被災者に対しては勿論、また、風評被害に苦しんでいる地域、産業などへの十分なケアがなされていないため収入を得る道も険しい状況にあり、戻りたくても戻れない状態が続いて地場産業や地域コミュニティの継続が危ぶまれておりますので、国には、均衡のとれた国土となるよう、特に被害の大きい東北三県の復興、復旧のため全力で迅速に効果のある対応、対策を講じられることを願っております。

さて、本土地改良区も合併後8年目を迎え、当初と比較して体制の整備も進捗し、職員数も適正なものとなってきており、更に23年度で関野課長、24年度で2名が定年となるので、4月1日付で1名を採用しまして職員年齢構成の均衡化を図り、今後もその方針に沿った職員の退職と補充によって最も適正な職員定数と運営体制の礎を築き、盤石な基盤を目指す所存であります。

そこで平成24年度の土地改良区運営についてですが、第8回通常総代会で事業計画、各収支予算の決定、承認を頂きましたが、23年度との比較で経常賦課金が田で100円、畑で34円の減額をしました。維持管理費は変更ありませんがこれまでよりもさらに厳しい財政状況となることは明白ですが、可能な範囲で組合員の要望に応えるように努力したいと思います。

また、ほ場整備事業の償還金についてはピークをとうに過ぎておりますので、今年の償還額はかなり低くなっており、特に坂下地区はあと4～5年で終了となり、最終年度では10a当たり数百円に抑えられます。

本年度の農業用水の状況としては、現在もダム周辺、上流部にはまだかなりの残雪があり、融雪が本格化する4月上旬からダムに貯留を開始したところですが、例年は4月20日前後に満水、越流を開始するよう管理しております。今年も初期かんがい用水は潤沢にあると思われまます。また、皆さんご心配されているかと思いますが、新宮川ダムの水は放射能も測定されておられませんので、今年度もどうか安心して稲作に取り組んで頂きたいと思っております。

現在、土地改良区では小水力発電事業のほか施設管理事業など人件費に充当可能な事業を実施し、事務的経費の負担軽減を図っています。更に維持管理経費は「維持管理計画書」に記載された新宮川ダム、国営・県営事業等で造成した地区内の基幹的水利施設の維持、保全、管理に必要な経費として皆さんに賦課しています。これらの末端部分に当たる小用排水路の管理費は賦課金に含まれていませんので、これらの管理については従来どおり集落で管理され、農地水保全管理支払交付金事業などによって、軽微な補修や土砂撤去等に取り組んで頂くようお願い致します。

組合員の皆様には地域農業の継続には施設維持管理が重要であるとの認識を持たれ、業務各般に亘ってご理解とご協力をお願い致し、本地区土地改良事業の所期の目的が達成されるとともに、関係各位のご健勝、ご多幸とご発展をご祈念申し上げます、ご挨拶と致します。

◎第8回通常総代会が開催されました

第8回通常総代会を、平成24年3月24日に会津美里町新鶴地区公民館「視聴覚室」において開催いたしました。総代67名中49名が出席し、第1選挙区の白石聰総代(旭・館)を議長に選出し、総代各位の慎重審議の結果、提出された議案38件は全て可決決定されました。



土地改良功労賞受賞

2月28日に開催された福島県土地連会津支部総会の席上、永年勤続表彰を受賞しました。

用排水維持管理委員長 上野 修一

退職しました

平成23年度末をもって事業課長 関野俊威氏が定年退職されました。旧坂下中央土地改良区から30年近くの在職期間中、担当した事業は多数あり、その功績は他の模範でもありました。今後ともご指導頂き、また健康で過ごされるようご祈念申し上げます。お疲れ様でした。

新採用職員紹介

平成24年4月1日付
(現在、会津美里町役場農林課にて9月まで研修中)

氏名 福田 和洋(27歳)

配属 総務課主事補

住所 会津美里町鶴野辺

《ひと言》

「農業農村整備事業の重要性を理解し、組合員の皆様に頼られるよう成長したいと思いますのでよろしくお願い致します。」



◎土地改良区の事業について 「次のように総代会で決定しました」

1.地区面積及び組合員数

選挙区	項目	水田面積 (ha)	畑面積 (ha)	面積合計 (ha)	組合員数 (人)	備考
第1選挙区		1,655.2	492.1	2,147.3	2,126	
	(旧会津高田町)	1,561.7	484.8	2,046.5	2,020	
	(旧会津本郷町)	16.3	0.0	16.3	37	
	(旧北会津村)	77.2	7.3	84.5	69	
第2選挙区 (旧新鶴村)		943.9	156.4	1,100.3	765	
第3選挙区 (会津坂下町)		1,213.5	129.0	1,342.5	1,304	
合 計		3,812.6	777.5	4,590.1	4,195	

2.事業実施計画

(1) 国営造成施設管理体制整備促進事業「管理体制整備型」

地区名	区分	全 体	本 年 度
会津宮川	事業量	国営管内施設の多面的機能分に対する 管理費補助(国、県、町で37.5%)	1式(施設管理費、予防保全等)
	事業費	91,760千円	16,544千円

(2) 基幹水利施設管理事業(国営で造成した基幹施設に対する管理費補助)

地区名	本年度の主な事業	本年度事業費	備 考
新宮川ダム	点検整備、施設管理、調査等	土地改良区受託額 25,768千円	事業費負担率:国30%、 県30%、関係町20%、 改良区20%
宮川頭首工	点検整備、施設管理、ほか	土地改良区受託額 2,277千円	
高橋頭首工	〃	土地改良区受託額 2,326千円	

(3) 農山漁村プロジェクト事業(団体営基盤整備促進事業)

地区名	区分	全 体	本 年 度	備 考
吉田	事業量	用水路工 54m、ゲート改修	制水門1式、導水路ほか	改良区負担 17.4%
	事業費	43,000千円	16,500千円	

(4) 経営体育成基盤整備事業(県営)

地区名	区分	全 体	本 年 度	備 考
宇内	事業量	用水路工11.5km、排水路工5.1km他	水路装工等	地元負担率 15.75%
	事業費	360,000千円	70,000千円	

(5) 農業用河川工作物応急対策事業(県営)

地区名	区分	全 体	本 年 度	備 考
牛川頭首工	事業量	頭首工改修3門、右岸取水ゲート、魚道他	堤体工1式	改良区負担率 5.6%
	事業費	200,000千円	70,000千円	

(6) 溜池整備事業(県営)

地区名	区分	全 体	本 年 度	備 考
大沢入	事業量	堤体工・取水工・余水吐工 各1式	作業ヤード土砂撤去、波除工	改良区負担率 7%
	事業費	105,000千円	20,000千円	

(7) 広域農業用水適正管理対策事業(県営)

地区名	区分	全 体	本 年 度	備 考
宮川高田	事業量	旧堰撤去	新屋敷堰	地元負担なし
	事業費	126,000千円	10,500千円	

3. 維持管理計画書等に基づく管理・操作施設

施設名	造成主体	規 模	付 記
中央管理所	農水省	地区内主要施設の監視・制御（管理システム） 国営頭首工、幹線用水路、調整池、調圧水槽等	取水量・流量・水位等の監視
佐賀瀬頭首工	農水省	ゴム堰 洪水吐1門 土砂吐1門 左岸取水 堰長・21.05m 堰高・1.0m	管理体制整備型適用
用水路	農水省 福島県 団体営	国営延長・21.4km（パイプライン、水路トンネル） 県営延長・21.1km（パイプライン、開渠） 団体営延長・19.1km（開渠、地下埋設）	管理体制整備型適用
排水路	福島県 団体営	県営延長・12.0km 団体営延長・16.2km	管理体制整備型適用
新宮川ダム発電所	農水省	最大出力・1,100kwh（横軸回転界磁形三相同期発電機） 横軸単輪単流渦巻フランシス水車	余剰電力を売電、維持管理経費に充当
頭首工	福島県 その他	6カ所 三貫頭首工、佐布川頭首工、牛川頭首工、 三五田頭首工、栗村頭首工、雀林頭首工	管理体制整備型適用
ため池	—	4カ所 大久保溜池（赤沢）、大谷地溜池（新鶴） 鬼渡溜池・大沢入溜池（勝大）	
揚水機	—	1カ所 穴田揚水機（藤川）	
防災ダム	福島県	宮川防災ダム：複合ダム、有効貯水量 1,488 千 ^m 二岐防災ダム：アースダム、有効貯水量 826 千 ^m 栃沢防災ダム：アースダム、有効貯水量 297 千 ^m	福島県との操作委託協定締結
新宮川ダム	農水省	重力式コンクリートダム、堤長 325m、堤高 69m 有効貯水量 9,300 千 ^m	基幹水利施設管理事業 県から操作委託
宮川頭首工	農水省	固定堰 土砂吐1門 左岸取水 堰長・27.5m 堰高・2.3m	基幹水利施設管理事業 町から操作委託
高橋頭首工	農水省	可動堰（鋼製ローラーゲート） 洪水吐2門、土砂吐1門 堰長・53.5m 堰高・2.25m	基幹水利施設管理事業 町から操作委託

水路にゴミを捨てないで!!



投げ捨て禁止!

「不法投棄」をした人は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により5年以下の懲役若しくは一千万円以下の罰金に処せられることになっています。よりよい環境のためご協力願います。

土地改良区が管理する基幹的な施設は上記のように多数あります。近年、これらの用排水路に大量のゴミが見受けられます。そのため、農業用水の取水等に支障が生じ、水量不足や溢水の原因となります。また、ゴミ除去には費用もかかるため、経費削減のためにも河川、水路にゴミを流さないでください。

◎賦課基準について

本年度の本土地改良区の賦課基準は次のとおりです。

賦課 期日	賦 課 種 別	賦課基準 (円/10a)
平成 24 ・ 6 ・ 15 (前期)	経常賦課金	田 1,400 畑 466
	国営二期事業償還賦課金	1,625
	維持管理賦課金	1,500
	施設改修賦課金	133
	宮袋新田堰改修賦課金	90



賦課 期日	賦 課 種 別	賦課基準 (円/10a)
平成 24 ・ 9 ・ 14 (後期)	国営一期事業償還賦課金	高田 3,994
		新鶴 3,565
		坂下 3,033
		本郷 3,382
	県営かんがい排水事業賦課金	高田・新鶴 943
		坂下 950
		本郷 8,820
	土地改良総合整備事業賦課金	2,573
	高田北部地区償還賦課金	2,199
	県ほ若宮地区償還賦課金	2,678
県ほ牛沢地区償還賦課金	3,370	
県ほ坂下北部地区償還賦課金	2,125	
宇内地区基盤整備事業償還賦課金	3,429	

◎決済金基準額について

本年度の決済金基準額は、次のとおりです。

(単位：円/10a)

	会津美里町 (高田地区)	会津美里町 (新鶴地区)	会津美里町 (本郷地区)	会津坂下町	会津若松市
国営事業	10,123	10,123	10,123	50,366	-
県営かんがい排水事業	3,608	3,608	2,381	4,485	-
維持管理費	71,533	71,533	71,533	71,533	14,600
国営地区決済金合計	85,264	85,264	84,037	126,384	
* 県ほ若宮地区事業	-	-	-	5,899	-
* 県ほ牛沢地区事業	-	-	-	9,361	-
* 県ほ坂下北部地区事業	-	-	-	5,899	-

※農地を転用(公共事業による買収及び地目変更も含む)するときは、それまでに要した事業費等を清算して土地改良区から除外しますので、左記の決済金が掛ります。

ほ場整備事業等の決済金は左記の額です。

賦課金の納期内納入にご協力ください

本年度賦課金納入期限

前期 平成24年7月17日

後期 平成24年10月15日

納入期限が過ぎると年14.6%の延滞金が加算されます。

すでに口座振替をご利用の方は、納入期限(振替日)前に残高の確認をお願いします。

● 賦課金の納入は口座振替が便利です!

* 土地改良区は皆様からの賦課金等により運営されています。また、事業を行った場合の償還金も組合員の負担になります。納期までに完納しないと償還金を返せないなど、ほかの組合員に迷惑をかけることとなりますので、賦課金は納入期限までに完納してください。

賦課金は口座振替で納入されると便利ですので、現在、振替の手続きを取っていない方はこの機会に口座振替に変えられてはいかがでしょうか。なお、賦課金の取扱いは次の通りです。また、手続きに必要な用紙は土地改良区、下に記載のJA(各総合支店)にあります。

口座振替による納入

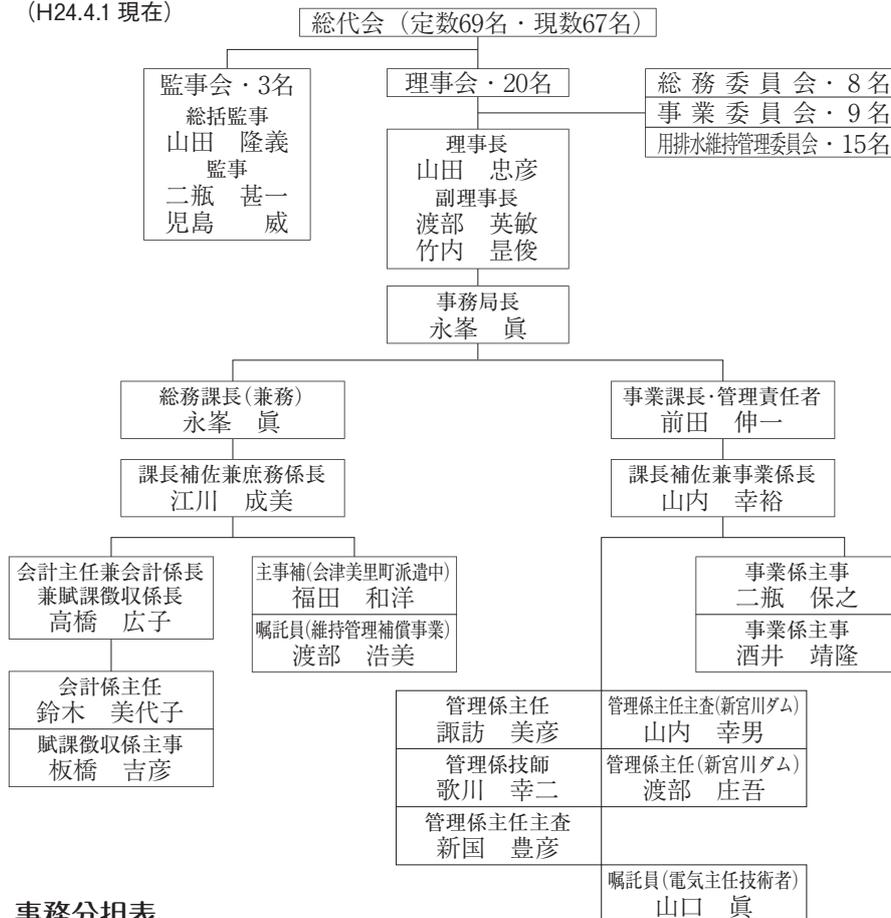
- ① 会津みどり農業協同組合：会津美里町、会津坂下町などにお住まいの方
- ② あいづ農業協同組合：会津若松市北会津町などにお住まいの方

窓口での現金納入

- ① 会津宮川土地改良区事務所
 - ② 会津みどり農業協同組合
 - ③ あいづ農業協同組合
- 各機関の営業時間内をお願いします

組織機構図

(H24.4.1 現在)



【総務委員会】 8名

委員長	小林 一男
副委員長	山内 榮一
委員	板橋 秀一 佐藤 幸男 長嶺 利春 小林 誠市 五十嵐清彦 加藤 久義

【事業委員会】 9名

委員長	川嶋 一雄
副委員長	遠藤 淳吉
委員	星 英一 上野 修一 村山 辰栄 坂内 俊光 五十嵐 薫 笠間 貢 福地 義廣

【用排水維持管理委員会】 15名

委員長	上野 修一
副委員長	星 英一 五十嵐 薫
委員	宮川幹線(高田)水利委員会委員長 福田 重雄 宮川幹線用水路新鶴地区水利委員会委員長 猪俣 一徳 宮川幹線用水路坂下地区水利委員会委員長 高瀬 庄一 高橋左岸水利委員会委員長 根本 房義 高橋右岸水利委員会委員長 坂内 正徳 佐賀瀬幹線用水路地区水利委員会委員長 渡部 輝夫 三貫堰水利委員会委員長 星 長年 佐布川頭首工水利委員会委員長 小松 弘明 牛川新堀水利委員会委員長 新井田健一 三五田頭首工用水路地区水利委員会委員長 板橋 信 栗村幹線水路地区水利委員会委員長 渡部 久雄 雀林頭首工用水路地区水利委員会委員長 佐々木宗廣

事務分担表

事務局長	土地改良区業務全般の統括
総務課	庶務係 定款・諸規程の整備、役員・総代に関すること、会議、文書、職員に関すること等
	会計係 予算・決算に関すること、出納業務、財産の経理的管理に関すること等
	賦課徴収係 賦課金収納業務、組合員名簿・土地原簿の管理、農地転用等に関すること等
事業課	事業係 土地改良財産管理に関すること、農業農村整備事業に関すること等
	管理係 施設の管理、水利使用に関すること、用排水調整に関すること等

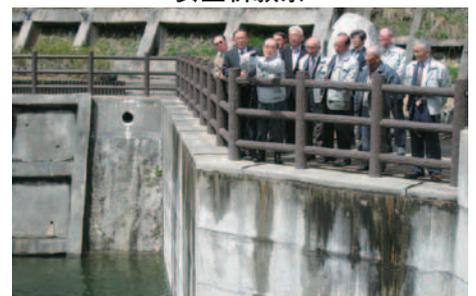
◎農地・農業用水の管理使用について

荒れた農地をそのままにしておくと雑草、雑木が生い茂り、病害虫が発生して、隣接で耕作する農家の迷惑になります。ゴミの不法投棄や火災の発生原因にもなりますので農地は適正に管理しましょう。

また、ここ何年かは春から夏にかけての降水量が著しく不足する傾向にあり、ダムの貯水量確保が懸念されるところです。従って、農業用水も不足する場合がありますので、組合員の皆様にはかけ流し、過剰取水など農業用水のむだ遣いはしないようにして効率的な水利使用を図っていただき、水系下流のかんがい用水確保についてご配慮くださるようお願いいたします。



安全祈願祭

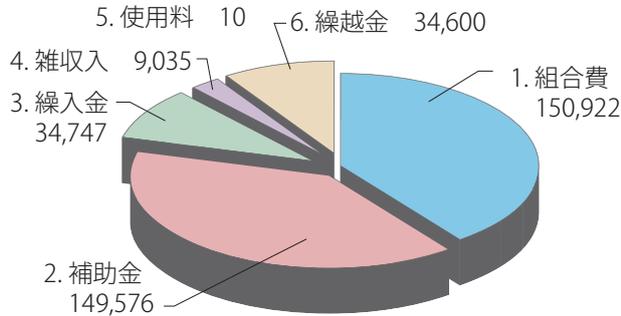


4月23日、新宮川ダムにおいて、役員ほか用排水維持管理委員により安全祈願を行いました。

◎一般会計及び宮川施設維持管理特別会計予算について

一般会計収支予算

収入予算額 378,890千円 支出予算額 378,890千円 収入支出差引残額なし

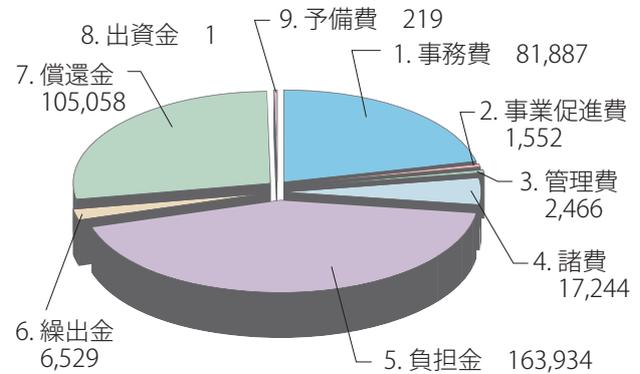


収入

款	予算額 (千円)	割合 (%)
1. 組合費	150,922	39.8
2. 補助金	149,576	39.5
3. 繰入金	34,747	9.2
4. 雑収入	9,035	2.4
5. 使用料	10	0.0
6. 繰越金	34,600	9.1
計	378,890	100.0

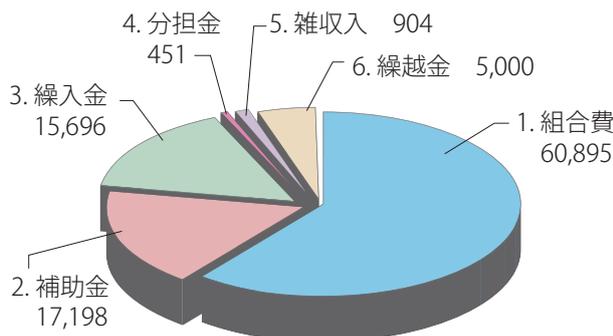
支出

款	予算額 (千円)	割合 (%)
1. 事務費	81,887	21.6
2. 事業促進費	1,552	0.4
3. 管理費	2,466	0.6
4. 諸費	17,244	4.6
5. 負担金	163,934	43.3
6. 繰出金	6,529	1.7
7. 償還金	105,058	27.7
8. 出資金	1	0.0
9. 予備費	219	0.1
計	378,890	100.0



宮川施設維持管理特別会計収支予算

収入予算額 100,144千円 支出予算額 100,144千円 収入支出差引残額なし

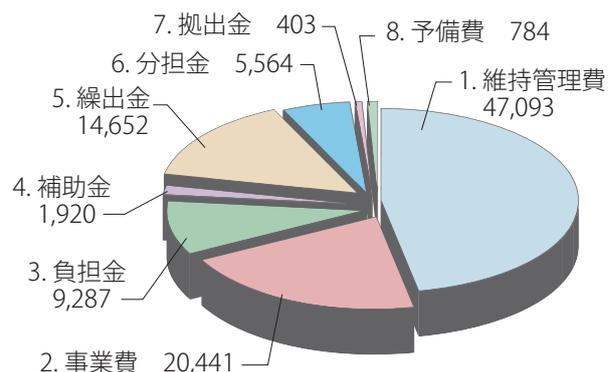


収入

款	予算額 (千円)	割合 (%)
1. 組合費	60,895	60.8
2. 補助金	17,198	17.2
3. 繰入金	15,696	15.7
4. 分担金	451	0.4
5. 雑収入	904	0.9
6. 繰越金	5,000	5.0
計	100,144	100.0

支出

款	予算額 (千円)	割合 (%)
1. 維持管理費	47,093	47.0
2. 事業費	20,441	20.4
3. 負担金	9,287	9.3
4. 補助金	1,920	1.9
5. 繰出金	14,652	14.6
6. 分担金	5,564	5.6
7. 拠出金	403	0.4
8. 予備費	784	0.8
計	100,144	100.0



お願いとお知らせ

**滞納賦課金は、
新しい資格者が負担**

新たに土地の権利を取得する時に、その土地に滞納賦課金がある場合、その納入義務は土地改良法により、**新しい資格者に生じます**ので、資格取得の際は、その後のトラブルを避けるためにも、必ず土地改良区に確認するようお願いいたします。また、**競売の場合も同様**の扱いになりますのでご注意ください。

次のような場合は、必ず土地改良区へ届け出てください!!

(用紙は土地改良区にありますので、印鑑をご持参ください。)

○組合員資格に移動があったとき

- * 農地を移動（売買、交換、贈与、貸借契約または解除）したとき
- * 農業者年金受給または老齢等のため経営を移譲するとき
- * 組合員が亡くなられたとき
- * 組合員の住所を変更したとき



組合員資格得喪通知書を提出してください

○農地を転用するとき

- * 農地を宅地や駐車場など農地以外の用途に転用する
- * 農地を道路や河川などの公共用地に転用する



農地転用通知書・地区除外申請書を提出してください

○土地改良施設を使用したいとき

- * 雨水排水や浄化槽排水を水路に放流したいとき
- * 水路に橋をかけて出入口等に使用したいとき
- * 施設用地に看板などを建てたいとき



他目的使用申請書を提出してください

- ※ 公共機関（市町、法務局等）で手続きを行っても、土地改良区に届出がなければ台帳や名簿などは修正されませんので、必ず土地改良区へ届出てください。
- ※ 賦課は、毎年4月1日現在の土地原簿に記載の土地を対象に行います。移動等があったときは速やかに土地改良区に届出てください。
- ※ 農地を転用するときは、土地改良法の規定に基づき決済金の納付義務があります。土地改良区の意見書を受け取る際に納付してください。決済金は、翌年度以降の償還金等を一括して償還するものですから、当該年度の賦課金はそのまま賦課されます。

土地改良区施設を見学してみませんか!?

本土地改良区では、ダムをはじめとする管理施設の見学会を実施しております。

見学ご希望の場合はお手数ですが、事業課管理係へお申し込みください。

(見学は、団体様のための受付となりますので、ご了承ください。)

事業課管理係 TEL 0242-54-7154



ホームページアドレス

<http://www.aizumiyakawa.jp/> 又は

会津宮川

検索

ダムの状況・施設の状況など随時更新しております。
電子メールでのご質問等はこちら↓
midori-net@aizumiyakawa.jp

編集後記

会津宮川土地改良区広報第10号をお届けします。今後の内容拡充のため、皆様からのご意見、ご要望をお待ちしております。

今年も水を安定供給できるよう努めますのでよろしくお祈りいたします。



【発行】会津宮川土地改良区

〒969-6266 福島県大沼郡会津美里町字油田1545

TEL 0242-54-7154

ホームページ <http://www.aizumiyakawa.jp>

FAX 0242-54-3596

メールアドレス midori-net@aizumiyakawa.jp